

役員の報酬等の支給基準について

1 報酬等の考え方

- (1) 地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- (2) 報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績を考慮して定めなければならない。
- (3) 評価委員会は、報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

2 地方独立行政法人長崎市立病院機構の役員報酬等基準の概要

(1) 常勤役員

常勤の役員には、報酬として給料、地域手当、通勤手当及び業績手当を支給する。また、報酬に加え退職手当を支給する。

なお、報酬については、次のとおりとするが、経歴等を考慮し増減できるものとする。

ア 医師の場合

役員	給料	地域手当	通勤手当	業績手当	退職手当
理事長	月額 780,000 円	給料月額 の 100 分の 15 を 月額支給	職員の例 による	算定基礎額(注1) ×支給率(注2)× 在職期間の支給 割合(業績に応じ て増減)	基本報酬× 在職月数× 100 分の 26
副理事長	月額 702,000 円				
理事	月額 663,000 円				

(注1)算定基礎額・・・給料月額及び地域手当の月額合計額に、その合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額

(注2)支給率・・・6 月分 100 分の 187.5、12 月分 100 分の 202.5

イ 医師以外の場合

役員	給料	地域手当	通勤手当	業績手当	退職手当
理事長	月額 683,000 円	給料月額 の 100 分の 3 を 月額支給	職員の例 による	算定基礎額(注1) ×支給率(注2)× 在職期間の支給 割合(業績に応じ て増減)	基本報酬× 在職月数× 100 分の 26
副理事長	月額 615,000 円				
理事	月額 581,000 円				

(注1)算定基礎額・・・給料月額及び地域手当の月額合計額に、その合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額

(注2)支給率・・・6 月分 100 分の 187.5、12 月分 100 分の 202.5

(2) **非常勤役員**

非常勤の役員には、非常勤役員手当を支給する。

役員	非常勤役員手当
副理事長	日額 50,000 円
理事	日額 30,000 円
監事	日額 30,000 円

1 地方独立行政法人長崎市立病院機構 役員の年間報酬額

(1) 医師の場合

役 員	年間報酬	算定基礎
理 事 長	約 15,000,000 円	現行の病院事業管理者の給与と同じ
副 理 事 長	約 13,500,000 円	給料月額を理事長の給料月額の 90%として試算 (市民病院長の H22 年度実績程度)
理 事	約 12,700,000 円	給料月額を理事長の給料月額の 85%として試算

※地域手当の支給率 100 分の 15

※通勤手当を除く

(2) 医師以外の場合

役 員	年間報酬	算定基礎
理 事 長	約 11,700,000 円	現行の上下水道事業管理者・教育長の給与と同じ
副 理 事 長	約 10,600,000 円	給料月額を理事長の給料月額の 90%として試算
理 事	約 10,000,000 円	給料月額を理事長の給料月額の 85%として試算 (代表監査員の給与程度)

※地域手当の支給率 100 分の 3

※通勤手当を除く

2 長崎市特別職給料

職	給 料	地域手当	期末手当	退職手当
市 長	月額 978,000 円	給料月額の 100 分の 3 を月額支給	期末手当基礎額(注 1) ×支給率(注 2)×在職 期間の支給割合(注 3)	給料月額×在職月 数×100 分の 60
副 市 長	月額 840,000 円			給料月額×在職月 数×100 分の 39
病 院 事 業 管 理 者	月額 780,000 円	給料月額の 100 分の 15 を月額支給	期末手当基礎額(注 4) ×支給率(注 5)×在職 期間の支給割合(注 3)	給料月額×在職月 数×100 分の 26

(注 1) 期末手当基礎額・・・給料月額及び地域手当の月額合計額に、その合計額に 100 分の 35 を乗じて得た額を加算した額

(注 2) 支給率・・・・・・・・・・6 月分 100 分の 140、12 月分 100 分の 155

(注 3) 在職期間の支給割合・在職期間が 6 箇月 100 分の 100、5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80、3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60、3 箇月未満 100 分の 30

(注 4) 期末手当基礎額・・・給料月額及び地域手当の月額の合計額に、その合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額

(注 5) 支給率・・・・・・・・・・6 月分 100 分の 187.5、12 月分 100 分の 202.5

3 他都市地方独立行政法人役員報酬等

(1) 地方独立行政法人 福岡市立病院機構 (2 病院・200 床、214 床)

役員	給料	地域手当	役員業績手当	退職手当	役員手当 (院長が兼務)
理事長	月額 850,000 円	給料月額 の 100 分の 10 を月額 支給	算定基礎額(注) の 3.2 月分を年 間に支給 (業績評価に応 じて 20%の範 囲内で増減)	退職時給料 月額×在職 月数×100 分の 32	月額 170,000 円
副理事長	月額 765,000 円				月額 76,500 円
理事	月額 620,000 円				月額 31,000 円
非常勤役員	日額 30,000 円	なし	なし	なし	なし

(注)算定基礎額・・・給料月額、地域手当の月額、給料月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額。

※役員が職員を兼ねるときは、職員給与規程を適用するが、院長が役員を兼務する場合、表の役員手当を加算

(2) 地方独立行政法人 大牟田市立病院機構 (1 病院・350 床)

役員	給料	業績手当	退職手当	役員手当 (常勤兼務)
理事長	月額 730,000 円	算定基礎額(注) ×3.10 月 (業績評価に応じ て 20%の範囲内 で増減)	退職時給料月額×在 職期間の月数×100 分の 30	月額 200,000 円
副理事長	月額 639,000 円		退職時給料月額×在 職期間の月数×100 分の 25	月額 100,000 円
理事	月額 579,000 円		退職時給料月額×在 職期間の月数×100 分の 20	月額 50,000 円
非常勤役員	月額 50,000 円	なし	なし	なし

(注)算定基礎額・・・給料月額及び給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額

※役員が職員を兼ねるときは、職員給与規程により支給される給与に加え、表の役員手当を支給

(3) 地方独立行政法人 加古川市民病院機構 (2 病院・382 床、198 床)

役員	給料	通勤手当	業績手当	退職手当	役員手当 (常勤兼務)
理事長	月額 900,000 円	職員の例 による	算定基礎額 (注 1)×支 給率(注 2) (業績に応じ て 20%の範 囲内で増 減)	なし (ただし、在 任中に特に 功労があつ た者には特 別に功労金 を支給)	月額 200,000 円
副理事長	月額 900,000 円 以下で理事長が 定める				月額 100,000 円
理事					月額 50,000 円
非常勤役員	日額 30,000 円		なし	なし	なし

(注 1)算定基礎額・・・給料月額及び給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額

(注 2)支給率・・・・・・6 月分 100 分の 187.5、12 月分 100 分の 202.5

※役員が職員を兼ねるときは、職員給与規程により支給される給与に加え、表の役員手当を支給

○地方独立行政法人法（抜すい）

（役員の報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の実績第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。